

地域生活支援事業費等補助金について

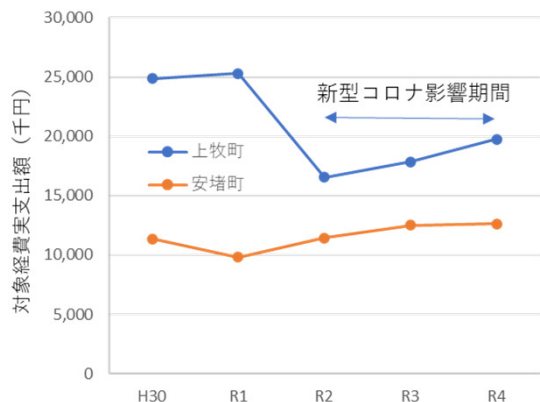
【担当省庁】厚生労働省

市町村における取組

(現状・課題)

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、県や市町村が地域の特性や障害児者の抱える課題に応じて柔軟に実施できる事業であり、安堵町、上牧町においては、令和5年度末現在、移動支援事業などの必須事業、日中一時支援事業などの任意事業合わせて10の事業を展開している。

対象経費実支出額は、令和2年度から令和4年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により低調傾向であったが、今後増加していくことが見込まれる。



対象経費実支出額の推移

本事業の財源である地域生活支援事業費等補助金は、「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」に基づき、国庫補助率1/2とされているが、予算の範囲内で交付されるものであり、補助率1/2で算出した額と実際の補助金交付額を比較すると、平成30年度～令和4年度の期間で約51%～約95%に留まっている。

地域生活支援事業費等補助金の交付額（上段；千円）と補助率1/2で算出した額と実際の補助金交付額の比率（下段）

	H30	R1	R2	R3	R4
安堵町	2,898	3,477	3,038	3,774	3,915
	約51%	約71%	約53%	約61%	約62%
上牧町	7,861	8,384	7,844	6,722	6,454
	約63%	約66%	約95%	約75%	約65%

また、県費補助金（補助率1/4）についても国庫補助金に準じていることから、実質的には町負担割合が大きくなっており、財源確保の観点から、当事者の望む十分なサービス提供体制の確保が困難になることが懸念される。

国にお願いすること

国の障害者基本計画においても、障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の整備等の考え方が示されており、障害児者の重度化・高齢化や親亡き後の支援体制の充実を図ることが求められている。

地域の実情に応じたサービスを展開していく上でも、地域生活支援事業の活用は必須であり、財源確保の観点からも、現状国予算の範囲内の交付額となっている地域生活支援事業費等補助金について、交付要綱に定める補助率1/2の総額を確保し、市町村負担割合が抑制されるよう要望する。